

## 「芝生・ウッドデッキ」の運営及び利用者の義務に関する規定

### (目的)

第1条 この規定は、わいわい！！コンテナ2の芝生・ウッドデッキの運営及び利用者の義務に関し必要な事項を定めるものである。

### (利用時間)

第2条 芝生・ウッドデッキの利用時間は、わいわい！！コンテナ2の開館日の10時～18時の間とする。但し、当該利用が佐賀市及びユマニテさがが中心市街地の活性化に寄与するものであると認めた場合は、この限りではない。

### (利用料)

第3条 利用料は、2時間500円（但し上限1日1,500円とする）とし、申込時にユマニテさがに完納しなければならない。また、キャンセルは3日前までにユマニテさがへ届け出ること。それ以降のキャンセルについては利用料の返金はしないものとする。

### (利用料の減免)

第4条 当該利用が佐賀市及びユマニテさがが中心市街地の活性化に寄与するものであると認めた場合は、別に定める減免申請により利用料を減免することができる。

### (利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 佐賀市まちなか再生会議及び佐賀市、ユマニテさがが行う各種事業（イベント）に積極的に協力すること。
- (2) 利用後は備品などを原状に復帰し、ゴミ箱は利用者が用意し、処理すること。
- (3) わいわい！！コンテナ2内の清掃並びに整頓を行なうこと。
- (4) 利用中は芝生・ウッドデッキを占有せずに、PRも兼ねて多くの方に参加していただけのような工夫をすること。
- (5) わいわい！！コンテナ2の敷地内は禁煙とする。
- (6) 所定の場所以外で水又は火気を使用しないこと。
- (7) 火を使う場合には、消火器や水を入れたバケツを用意する等、すぐに消火できるような事前準備をすること。
- (8) 油や炭などで芝生・ウッドデッキが汚れないように、対策を講じること。  
(※汚れがひどい場合は、除去作業や弁償の義務が生じる。)
- (9) 音を出す場合は周辺の商店・住居などに迷惑がかからないように音量等には十分配慮するとともに、周辺住民には事前に必ず告知すること。
- (10) その他、わいわい！！コンテナ2の運営上、不適当な行為をしないこと。
- (11) 施設を損傷し、汚損し、又は亡失したときは、直ちにスタッフ届け出ること。
- (12) 騒音又は大声を発する等他人、近隣に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (13) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがある行為をしないこと。

2 ユマニテさがは、利用者が前項の規定に違反した場合は、利用者に対して指導を行うものとし、改善されない場合は利用の中止を命ずることができる。

(利用申込)

第6条 利用者は、利用予定日の3月前から利用申し込みができるものとし、利用申込書に必要事項を記入の上、利用料を添えてユマニテさがの受付窓口へ提出すること。

(利用取消)

第7条 利用者は、芝生・ウッドデッキの利用を取り消す場合は、利用予定日の3日前までにユマニテさがに届け出なければならない。

(行為の承認)

第8条 利用者は、次に掲げる場合は、ユマニテさがの承認を受けなければならない。

(1) 特別の設備（既存の設備に造作を加えないものに限る。）を設置する場合。

(2) その他わいわい！！コンテナ2の運営に影響があると見込まれる行為を行う場合。

(損傷及び滅失の届出)

第9条 わいわい！！コンテナ2の施設や附属設備等を破損し、又は滅失した場合は、直ちにその旨をユマニテさがに届け出て、その指示に従わなければならない。

(その他)

第10条 この規定に定めがない事項については、ユマニテさがと利用者が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年7月1日から施行する。